いられるものに限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。） ハ　第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所	前項ロに掲げる箇所
二　音声伝送役務の提供に用いられる第二種指定端末系無線基地局を設置していない場合	

2　自らの電気通信設備を他の電気通信事業者（以下この項において「間接接続事業者」という。）の第二種指定電気通信設備と一体的に運用する場合において、自らの伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備と他事業者（間接接続事業者を除く。）が設置する電気通信設備との間の伝送交換の全てが、間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所に代えて当該箇所を標準的接続箇所とし、当該伝送交換の一部が間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所に加えて当該箇所を標準的接続箇所とする。

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五　法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはＳＩＭカード（第二種指定電気通信設備接続料規則第四条第二項第三号に規定するＳＩＭカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

四～十一　［略］

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五　［同上］

［一・二　同上］

三　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはＳＩＭカード（電気通信事業報告規則第十条に規定するＳＩＭカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

三の二～九　［同上］